

介護保険制度の充実強化に関する重点提言

介護保険制度の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 持続可能な介護保険制度の確立について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国費負担割合の見直しを行うなど、都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう財政措置の充実を図ること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 介護人材の確保について

(1) 都市自治体にとって喫緊の課題である介護人材不足解消のため、他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るなど、更なる処遇改善等の措置を継続的に講じること。

また、処遇改善加算の手続きについては、事業者の事務負担が軽減されるよう更なる配慮を行うこと。

(2) 介護支援専門員の確保・定着のため、処遇改善加算の対象に追加するなど、抜本的な処遇改善措置を講じること。

また、介護支援専門員の業務負担を軽減するため、更新研修期間等や資格取得要件の見直し、本来業務に専念できる環境整備など、必要な措置を講じること。

3. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 必要な人材の確保について

地域包括ケアシステムの実現に向けて、都市自治体が地域の実情に応じて必要な人材を確保するため、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 地域支援事業について

地域支援事業の事業費に係る上限額を廃止すること。

また、円滑な事業実施を行うための財政措置を充実するなど、必要な支援措置を講じること。

- (3) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について
高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進が図られるよう、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について、今後も継続して必要な予算を確実に確保すること。

また、交付金の評価指標の見直しに当たっては、地域の実情を反映するとともに、都市自治体が安定的な財源として見込めるよう急激な評価基準の変更を行わないこと。

4. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する保険料の軽減策については、国の責任において必要な財源を確保すること。

- (2) 低所得者の利用料の軽減が図られるよう、財政措置を講じること。

5. 制度改正について

制度改正に当たっては、都市自治体への情報提供や意見聴取を十分に行い、地域間格差が生じることのないよう、事務負担等に十分配慮すること。

6. 介護サービスの基盤整備等について

介護保険事業計画等に基づくサービス提供の円滑な実施のため、介護施設の整備や改修に対して財政措置等の支援策を講じること。

また、国有地を介護サービス基盤の整備に活用する場合、貸付料の更なる減額措置等の充実を図ること。

7. 介護報酬等について

- (1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素でわかりやすい報酬体系を構築すること。

- (2) 地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

8. 物価高騰対策関係について

介護事業所については、物価高騰の影響により厳しい経営環境に置かれていることから、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置や支援施策の拡充等の支援を講じること。